

第 6 回

浜坂町・温泉町

合 併 協 議 会

平成 1 6 年 3 月 1 7 日 (水)

浜坂町・温泉町合併協議会

第 6 回 浜坂町・温泉町合併協議会次第

日 時 平成16年3月17日(水)
13:30～
場 所 温泉町夢ホール

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

(1) 報告事項

報告第15号

浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を
変更する協議書について

報告第16号

浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程の一部改正につい
て

(2) 協議事項

協議第25号

使用料、手数料等の取扱いについて

協議第26号

公共的団体等の取扱いについて

協議第27号

補助金、交付金等の取扱いについて

協議第28号

慣行の取扱い(その2)について

協議第29号

福祉関係事務事業の取扱い(その1)について

協議第30号

水道・下水道関係事務事業の取扱い(その1)について

協議第31号

新町建設計画(その4)について

協議第11号(継続)

新町の名称について

5 その他

(1) 第7回協議会の開催について

① 日時 平成16年4月21日(水) 13:30～

② 場所 浜坂町多目的集会施設 2階ホール

③ 協議事項

- ・ 新町建設計画(その5)について
- ・ 事務組織及び機構の取扱いについて

6 閉 会

会 議 資 料

資 料 索 引

報 告 第 1 5 号	浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について	P 1 ~ P 3
報 告 第 1 6 号	浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程の一部改正について	P 4 ~ P 5
協 議 第 2 5 号	使用料、手数料等の取扱いについて	P 6 ~ P 1 0
協 議 第 2 6 号	公共的団体等の取扱いについて	P 1 1 ~ P 1 6
協 議 第 2 7 号	補助金、交付金等の取扱いについて	P 1 7 ~ P 2 3
協 議 第 2 8 号	慣行の取扱い（その 2）について	P 2 4 ~ P 2 5
協 議 第 2 9 号	福祉関係事務事業の取扱い（その 1）について	P 2 6 ~ P 3 4
協 議 第 3 0 号	水道・下水道関係事務事業の取扱い（その 1）について	P 3 5 ~ P 3 9
協 議 第 3 1 号	新町建設計画（その 4）について	P 4 0 ~ P 5 5
協議第 1 1号(継続)	新町の名称について	P 5 6 ~ P 5 8

報告第15号

浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する
協議書について

浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書に
ついて報告する。

平成16年3月17日報告

浜坂町・温泉町合併協議会
会 長 中 村 政 行

浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書
について

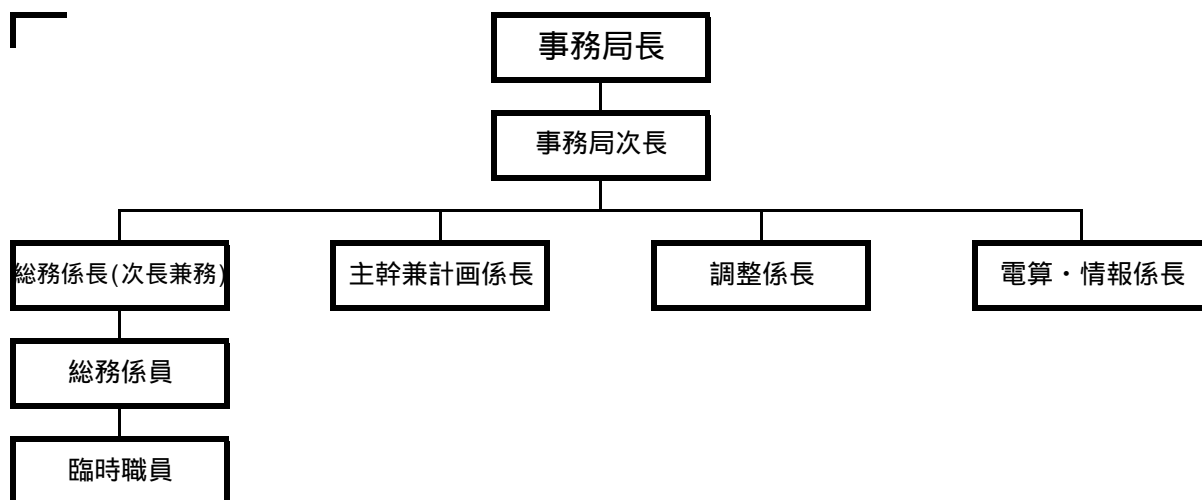
浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書
を取り交わしたので、別紙のとおり報告する。

平成 年 月 日承認

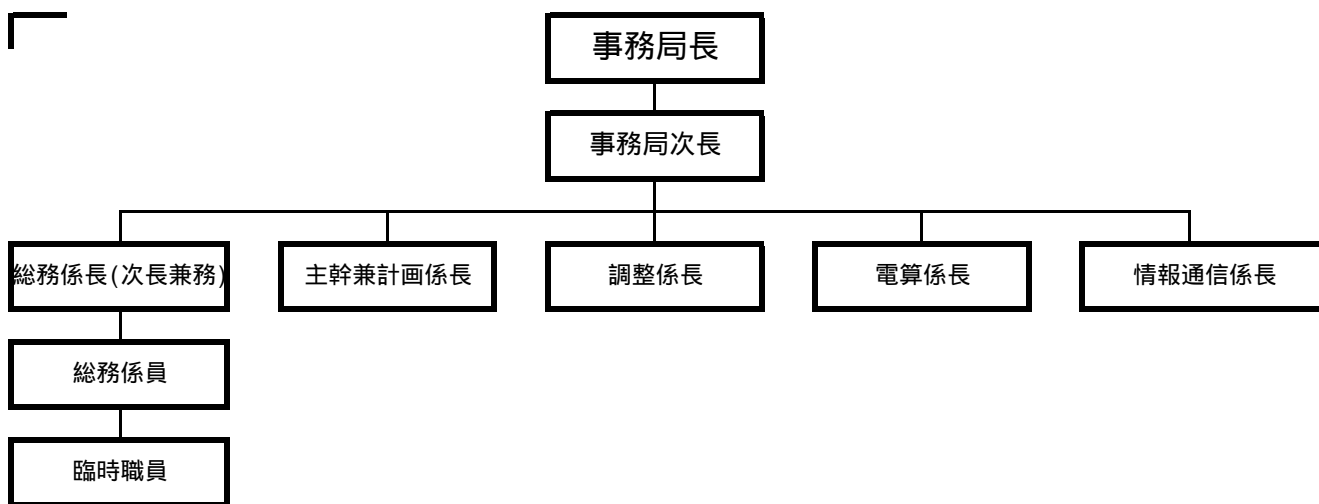
浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の
一部を変更する協議書

浜坂町、温泉町は、平成15年10月17日に締結した浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を、次のとおり変更する。

別表6 (第5条関係)



を



に変更し、

別表7 (第5条関係)

職 区 分	氏 名	現 職
事 務 局 長	阪 本 晴 良	温泉町総務課参事
次長兼総務係長	西 村 大 介	浜坂町企画総務課副課長
主幹兼計画係長	西 村 徹	浜坂町企画総務課課長補佐
調 整 係 長	太 田 洋 二	温泉町総務課係長
電算・情報係長	宮 脇 美 智 子	温泉町総務課情報処理係長
総 務 係 員	川 崎 晴 人	浜坂町企画総務課主事

を

職 区 分	氏 名	現 職
事 務 局 長	阪 本 晴 良	温泉町総務課参事
次長兼総務係長	西 村 大 介	浜坂町企画総務課副課長
主幹兼計画係長	西 村 徹	浜坂町企画総務課課長補佐
調 整 係 長	太 田 洋 二	温泉町総務課係長
電 算 係 長	宮 脇 美 智 子	温泉町総務課情報処理係長
情報通信係長	仲 村 祐 子	浜坂町企画総務課行政体制整備係長
総 務 係 員	川 崎 晴 人	浜坂町企画総務課主事

に変更する。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、2町の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成16年3月5日

美方郡浜坂町浜坂2673番地の1
浜坂町長 中 村 政 行

美方郡温泉町湯1604番地
温泉町長 馬 場 雅 人

報告第16号

浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程の一部改正について

浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程の一部改正について報告する。

平成16年3月17日報告

浜坂町・温泉町合併協議会
会長 中村政行

浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程の一部改正について

浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程を別紙のとおり一部改正したので報告する。

平成 年 月 日承認

浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程の一部を改正する規程

浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程の一部を次のように改正する。

別表中

電算・情報係	1 電算システム統合に関すること 2 地域情報化に関すること
--------	-----------------------------------

を

電算係	電算システム統合に関すること
情報通信係	地域情報化に関すること

に改める。

附 則

この規程は、平成16年3月5日から施行する。

協議第 25 号

使用料、手数料等の取扱いについて

使用料、手数料等の取扱いについて提出する。

平成 16 年 3 月 17 日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会 長 中 村 政 行

協定項目	15	使用料、手数料等の取扱いについて
<p>1. 施設の使用料については、その施設の内容、建設年度が異なり、又、その使用料が地域に定着していることを考慮し、原則として現行のまま新町に引き継ぐ。 ただし、同一又は類似する施設については、負担公平の原則及び住民の一体性の確保から、統一する方向で調整する。</p> <p>2. 手数料については、負担公平の原則及び住民の一体性の確保から、統一する方向で調整する。</p>		

平成 年 月 日確認・継続審議

事務事業調整報告書

協議項目	15 使用料、手数料等の取扱い	総務部会
協議細目	使用料、手数料等の取扱い	
<p>1. 課題、問題点等</p> <p>地方公共団体は、行政財産及び公の施設の利用につき使用料を徴収することができ、また当該事務において特定の者のためにするものについては、手数料を徴収できるとされています。（地方自治法第225条、227条）</p> <p>これら使用料、手数料等については条例で定めなければならないため、合併までに調整しておく必要があります。（地方自治法第228条）</p> <p>調整方法としては、使用者・受益者と一般住民との負担公平の原則及び住民の一体性の確保から、現行料金の見直しを図り、行政経費を勘案しながら、適正な料金となるよう調整することが基本になります。</p> <p>施設の使用料については、その施設の内容、建設年度が異なり、又、その使用料が地域に定着していることを考慮し、原則として現行のまま新町に引き継ぐことが適当と思われます。</p> <p>ただし、同一又は類似する施設については、負担公平の原則及び住民の一体性の確保から、統一する方向で調整することが適当と思われます。</p> <p>手数料については、負担公平の原則及び住民の一体性の確保から、統一する方向で調整することが適当と思われます。</p> <p>個々の手数料、使用料にかかる調整方針については、該当する事務事業の協定項目において調整します。</p> <p>2. 調整方針</p> <p>(1) 施設の使用料については、その施設の内容、建設年度が異なり、又、その使用料が地域に定着していることを考慮し、原則として現行のまま新町に引き継ぐ。</p> <p>ただし、同一又は類似する施設については、負担公平の原則及び住民の一体性の確保から、統一する方向で調整する。</p> <p>(2) 手数料については、負担公平の原則及び住民の一体性の確保から、統一する方向で調整する。</p>		

事務事業調整報告書

協議項目	1 5 使用料、手数料等の取扱い	総務部会
協議細目	使用料、手数料等の取扱い	
3 - 1 . 事務事業現況比較表 (使用料)		
区 分	浜坂町	温泉町
総務関係	財産使用料 多目的集会施設使用料	財産使用料
企画関係	コミュニティセンター使用料	生涯学習のむら使用料
保健医療関係		岸田出張診療所使用料
福祉関係	高齢者いきがい施設使用料 福祉センター使用料	保健福祉センタ - 使用料
農林水産関係	高齢者等活性化センター使用料 農産物処理加工施設使用料 肉用牛管理施設使用料	肉用牛生産施設使用料
商工観光関係	諸寄基幹集落センター使用料 海岸レクリエーションセンター使用料 サンシーホール浜坂使用料	シャクナゲセンタ - 使用料 草太園地使用料 テニスコ - ト使用料 温泉使用料 健康公園使用料 駐車場使用料 リフレッシュ館使用料
建設関係	道路占用料 住宅使用料	道路占用使用料 町営住宅使用料 残土処分場使用料
水道・下水道関係	水道使用料 下水道使用料 温泉使用料	水道使用料 下水道使用料
学校教育関係	小学校使用料 中学校使用料 幼稚園使用料	学校使用料 幼稚園使用料 学校照明施設使用料
社会教育関係	体育センター使用料 B & G 海洋センター使用料 すこやか広場使用料 総合グラウンド使用料 先人記念館使用料	町民センタ - 使用料 自転車使用料 文化体育館使用料 八田コミセン使用料
3 - 2 . 事務事業現況比較表 (手数料)		
総務関係	臨時運行許可手数料 情報公開手数料	
税務関係	税務関係閲覧証明手数料 督促手数料	諸証明手数料 督促手数料
住民関係	戸籍関係交付手数料 住民票関係証明手数料 印鑑登録証明手数料 船員手帳交付取扱手数料 被害証明手数料 畜犬登録事務手数料	戸籍関係手数料 住民票関係手数料 印鑑登録証明手数料 諸証明手数料 畜犬登録事務手数料
環境関係	清掃手数料 漂流物等証明手数料	ごみ処理手数料 一般廃棄物処理許可申請手数料
保健医療関係	介護保険料納付証明手数料	医療事務処理費手数料 介護保険料納付証明手数料
農林水産関係	非農地証明等手数料 被害証明手数料	非農地証明手数料
商工観光関係	屋外広告物許可申請手数料	温泉開閉栓手数料 屋外広告物許可更新手数料
水道・下水道関係	下水道等排水設備指定手数料 下水道等排水技術者手数料 浄化槽清掃物許可申請手数料 水道等開閉手数料	下水道等排水設備指定手数料 下水道等排水技術者手数料 浄化槽清掃物許可申請手数料 水道等開閉手数料

参考資料 1

使用料、手数料等の取扱いに関する法令等

【使用料の意義】

行政財産の目的外使用とは、地方公共団体の公用または公共用に供される施設を、その本来の用途または目的を妨げない限度で許可を受けて使用することをいいます。

また、公の施設は、普通地方公共団体が住民の福祉を増進する目的でその利用に供するために設置する施設のことをいいます。

使用料の徴収は、使用者と一般住民との負担の公平を図るほか、行政経費の補填という意味をもちます。

地方公営企業法の適用を受ける水道、病院などの事業に係る料金は、この使用料にあたりませんが、地方公営企業の経費については、独立採算性を原則としていますので、能率的な経営の下における適正な原価を超えない範囲で算定されるべきであり、納税者一般への負担の転嫁はしてはならないこととされています。

使用料は均一料金であることが基本であります。利用しやすい水準での設定、さらに低所得者層に対する減免措置が講じられる場合もあります。

【手数料の意義】

手数料を徴収することのできる「特定の者のためにする事務」とは、1個人の要求に基づき主としてその者の利益のために行う事務を意味します。

手数料徴収の目的は、受益者と一般住民との負担の公平の確保、及び行政経費の補填にあります。

【地方自治法（抜粋）】

（使用料）

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第4項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（旧慣使用の使用料及び加入金）

第226条 市町村は、第238条の6の規定による公有財産の使用につき使用料を徴収することができるほか、同条第2項の規定により使用の許可を受けた者から加入金を徴収することができる。

（手数料）

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

（分担金等に関する規則及び罰則）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例で定めなければならない。

（督促、滞納処分等）

第231条の3 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

（行政財産の管理及び処分）

第238条の4

4 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

（旧慣による公有財産の使用）

第238条の6 旧来の慣行により市町村の住民中特に公有財産を使用する権利を有する者があるときは、その旧慣による。その旧慣を変更し、又は廃止しようとするときは、市町村の議会の議決を経なければならない。

2 前項の公有財産をあらたに使用しようとする者があるときは、市町村長は、議会の議決を経て、これを許可することができる。

使用料、手数料等の取扱いにかかる先進事例

新市町名	調整方針
朝来市	<p>1. 使用料に関する事</p> <p>(1) 施設使用料については、施設内容及び建設年度が異なり、また、その使用料額が地域に定着していることを考慮し、原則として現行のとおりとする。 ただし、同一又は類似する施設の使用料については、合併後、可能な限り統一する方向で調整する。 また、新市において、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担公平性の原則から、適正な料金のあり方等について検討する。</p> <p>(2) 住宅使用料については、公営住宅法等に基づき、新市に引き継ぐ。</p> <p>2. 手数料に関する事</p> <p>(1) 4町で差異のない手数料及び朝来郡広域行政事務組合の独自の手数料については、現行のとおりとする。</p> <p>(2) 4町及び朝来郡広域行政事務組合で差異のある手数料については、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平の原則から、適正な料金となるよう合併時まで統一を図る。</p>
養父市	<p>1. 手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、「負担の公平性の原則」により、合併時に調整する。</p> <p>2. 施設使用料については、施設内容及び建設年度が異なるため、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、法定外公共物使用物件については、八鹿町の例によることとし、その使用料の額は、道路占用料に準じる。</p> <p>3. 別表等に定める基本使用料以外の冷暖房費、附属設備等の使用料については、設備・内容等を考慮し、合併時まで調整する。</p> <p>4. 表中附記で「町内在住・在勤」等の条件が付いているものについては、新市を対象範囲とする。</p>
丹波市	<p>1. 公共施設使用料</p> <p>(1) 施設等の使用料 施設内容及び建設年度が異なり、又、その使用料がすでに各町で定着していることを考慮し、原則として現行のとおりとする。 但し、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担を配慮し、負担の公平性の原理から、適正な料金のあり方等について、新市において引き続き検討する。</p> <p>(2) 施設目的外使用料 施設目的外使用料については基準を定め統一する。</p> <p>(3) 公有地貸付料 貸付料については基準を定め統一する。</p> <p>(4) 駅前駐車場等の使用料 有料化を図るとともに無人化に努める。</p> <p>2. 幼稚園保育料</p> <p>(1) 幼稚園保育料 6町の平均ベースで合併時に調整するものとする。</p> <p>(2) 預かり保育料 合併時に統一するものとする。</p>
豊岡市	<p>負担と公平の原則により、適正な住民負担を求めることを基本に、可能な限り統一に努める。 ただし、事情により調整が困難なものは、当面不均一料金とする。</p>

協議第26号

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて提出する。

平成16年3月17日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会長 中村政行

協定項目	16	公共的団体等の取扱いについて
<p>公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確保するため、それぞれの団体の事情を尊重しながら、次のとおり統合に向けた調整に努めるものとする。</p> <p>(1) 2町に共通する団体又は共通の目的をもった団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。 なお、統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。</p> <p>(2) 独自の目的をもった団体については、原則として現行のとおりとする。</p>		

平成 年 月 日確認・継続審議

事務事業調整報告書

協議項目	16 公共的団体等の取扱い	総務部会
協議細目	公共的団体等の取扱い	
<p>1. 課題、問題点等</p> <p>合併特例法第16条第7項では、合併に際し地域内の公共的団体等は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講じるよう定められています。</p> <p>さらに、同条第8項では、いつまでも合併関係市町村単位で各種の公共的団体等が存続することは合併市町村の一体性の確立の面からも好ましくないという観点から、市町村合併に際して、その区域内の公共的団体等は、その統合整備を図るよう努めなければならないとしています。</p> <p>2町においては、共通の団体及び同様の目的をもった団体がほとんどであり、それらについては、上記に掲げる新町の一体性の確保の面から、統合・再編に向け調整に努めることが適当と思われれます。</p> <p>また、政策的若しくは地域の特殊性による独自の団体については、設立経緯、活動内容等を配慮し、新町において均衡を保てるよう整備することが適当と思われれます。</p> <p>なお、団体の事情等により統合・再編が困難な場合は、新町において、計画的に統合に向け調整を進めることが必要と思われれます。</p> <p>国県等の指導に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導をもとにそのあり方について協議していくこととなります。</p> <p>例えば、商工会の場合、商工会は1つの町村の区域とするのが原則（商工会法第7条）ですが、市町村合併が行われた場合、速やかに統合することが望ましいとしながらも、その地域の商工業の実情等を考慮するならば、ただちに統合しなければならないということにはならない（同条第8条）ため、合併後の速やかな統合に向けて協議を続ける必要があります。</p> <p>また、社会福祉協議会については、その区域内において社会福祉事業又は更正保護事業を営業者の過半数が参加するものでなければならない（社会福祉法第109条）とされているため、速やかな合併に向け協議を続けていく必要があります。なお、昭和60年4月以降の市町村合併の事例の全てにおいて社会福祉協議会の統合が行われています。</p> <p>別表に記載の公共的団体及びその他公共的団体等にかかる個々の調整方針については、該当する事務事業の協定項目において調整します。</p> <p>2. 調整方針</p> <p>公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確保するため、それぞれの団体の事情を尊重しながら、次のとおり統合に向けた調整に努めるものとする。</p> <p>(1) 2町に共通する団体又は共通の目的をもった団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。</p> <p>なお、統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。</p> <p>(2) 独自の目的をもった団体については、原則として現行のとおりとする。</p>		

事務事業調整報告書

協議項目	16 公共的団体等の取扱い	総務部会
協議細目	公共的団体等の取扱い	
3. 事務事業現況比較表（公共的団体等）		
区 分	浜 坂 町	温 泉 町
総務部門	連合自治会 など	区長協議会 など
福祉厚生 部 門	社会福祉協議会 消防団 老人クラブ連合会 民生児童委員協議会 くらしの会 いずみ会 など	社会福祉協議会 消防団 ボランティア連絡会 民生児童委員協議会 消費者の会 婦人共励会 いずみ会 など
産業建設 水道部門	商工会 観光協会 農会長会 など	商工会 観光協会 農会長協議会 など
教育部門	文化協会 体育協会 婦人会 など	文化協会 体育協会 老人クラブ連合会 婦人会 青年会 など

公共的団体等の取扱いに関する法令

【市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）】

（国、都道府県等の協力等）

第16条

- 7 公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- 8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。

【地方自治法（抜粋）】

（公共的団体等の監督）

第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

- 2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実施について事務を視察することができる。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、その管理を普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの又は公共団体若しくは公共的団体に委託することができる。

- * 「公共的団体等」とは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、養老院、育児院、赤十字社等の社会事業団体、青年団、婦人会、教育会、体育会等の文化事業団体等の公共的な活動を行う組織を指し、法人格の有無を問わない。（行政実例）
- * 「当該普通地方公共団体の区域内」とは、公共的団体等の事務所が当該地方公共団体の区域内にあるときはもちろん、たとえ公共的団体等の主たる事務所はほかの地方公共団体の区域内にあっても、その支部なり、出張所が当該団体内に設けられているもの、さらには、支部又は出張所も設けられていないが、その公共的団体の活動が明らかに当該普通地方公共団体の区域内において行われているというようなものも含まれると解するのが妥当である。（学説「逐条地方自治法」）
- * 区域内の公共的団体等の「総合調整」は、自治体の施策への自発的協力と施策実現に向けての自治体と団体ならびに団体相互間の連携の確保のために行われるべきものである。したがって、あくまで施策内容の合理性に訴えるべきものであることから「指揮監督」になじむものではなく、連絡調整にとどまるものと解されるべきものである。「総合調整事項」も指揮監督権の行使も議会の議決を要するが、そのことは指揮監督の強行性・監督処分適法性を根拠づけるものではない。なお、普通地方公共団体の長の指揮監督権の行使は、団体の内部事項にまで及ぶものではない。（行政実例）

【商工会法（抜粋）】

（地区）

第7条 商工会の地区は、一の町村の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、一の市又は隣接する2以上の市町村の区域とすることができる。

- 2 商工会の地区は、他の商工会の地区又は商工会議所の地区と重複するものであってはならない。

(市町村の廃置分合に伴う地区の特例)

第8条 商工会の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があった場合において、その商工会(その商工会が廃置分合後の市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とし、その地区が隣接する他の商工会と合併した場合(以下この条において「隣接商工会との合併の場合」という。))にあっては、当該合併後存続する商工会又は当該合併によって設立した商工会。以下この条において同じ。)の地区を廃置分合後の市町村の区域とするための定款の変更をし、又はその商工会が解散するまでの間は、前条第1項の規定にかかわらず、その商工会の地区は、廃置分合前の市町村の区域(隣接商工会との合併の場合にあっては、当該合併前の各商工会の地区のすべてを合わせた区域)とする。

【社会福祉法(抜粋)】

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。

【消防組織法(抜粋)】

第3章 自治体の機関

第15条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。

公共的団体等の取扱いにかかる先進事例

新市町名	調 整 方 針
朝来市	<p>公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの団体の事情を尊重しながら、次のとおり統合に向けた調整に努めるものとする。</p> <p>(1) 4町に共通する団体又は共通の目的をもった団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。 なお、統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。</p> <p>(2) 独自の目的をもった団体については、原則として、現行のとおりとする。</p>
養父市	<p>区長会等公共的団体については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合又は再編調整に努める。</p> <p>1. 各町共通団体</p> <p>(1) 新市との一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。</p> <p>(2) 郡単位の上部組織を有する団体については、合併時に郡組織を新市組織へ円滑に移行できるよう調整に努める。</p> <p>(3) 国、県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、その在り方について協議していくものとする。</p> <p>(4) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。</p> <p>2. 各町独自の団体</p> <p>(1) 原則として、現行どおりとする。</p>
丹波市	<p>公共的団体等の取扱いについては、新市として速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努める。</p> <p>(1) 各町共通の団体</p> <p>ア. 新市として一体性を保つため、出来る限り合併時に統合を図る。</p> <p>イ. 郡単位の上部組織のある団体については、合併時に新市組織に円滑に移行できるよう調整に努める。</p> <p>ウ. 国県等の指導に基づき設置された団体については、関係機関の指導・助言をもとにそのあり方について協議する。</p> <p>エ. 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるように調整に努める。</p> <p>(2) 各町単独の団体</p> <p>各団体の設立経緯から判断し、原則として現行のとおりとする。</p>
豊岡市	<p>公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら、次のとおり調整を依頼する。</p> <p>(1) 1市5町に共通している団体又は共通の目的をもった団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整を依頼する。</p> <p>(2) (1)以外の団体については、自主的な判断に委ねる。</p>

協議第 27 号

補助金、交付金等の取扱いについて

補助金、交付金等の取扱いについて提出する。

平成 16 年 3 月 17 日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会 長 中 村 政 行

協定項目	17	補助金、交付金等の取扱いについて
<p>補助金、交付金等については、公共的必要性、有効性、公平性の観点から、次のように調整する。</p> <p>(1) 同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。</p> <p>(2) 独自の補助金等については、従来からの経緯及び実情に配慮し、新町において均衡を保つよう調整する。</p> <p>(3) 整理統合できる補助金等については、統合、廃止する。</p>		

平成 年 月 日確認・継続審議

事務事業調整報告書

協議項目	1 7 補助金、交付金等の取扱い	総務部会
協議細目	補助金、交付金等の取扱い	
<p>1 . 課題、問題点等</p> <p>地方自治体は、各種団体等に対して、それぞれの趣旨、目的に応じて補助金や交付金を交付するなどの財政的支援を行っています。</p> <p>合併に伴い、従来行ってきた補助制度の内容と、これから建設していく新町の振興策とのかかわり、あるいは、新町の財政状況など、実情把握を十分行い、調整を図る必要があります。</p> <p>補助金については、公益上必要がある場合において交付することができるため（地方自治法第232条の2）、現行において各補助金の持つ機能、効果等が公益上十分発揮されているか検証を行い、新町の効率的な財政運営の観点から、公正かつ効率的に使用されるよう、整理合理化することが適当と思われます。</p> <p>具体的には、事業の目的や効果等を勘案し、公共的必要性、有効性、公平性の観点から、次のように調整することが適当と思われます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 行政の総合性を確保するため、同種類別の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統合を図るとともに、各種施策の効率化を図る。 (2) 政策的な補助及びその地域の特殊性にかかる独自の補助金等については、従来からの経緯及び実情に配慮し、その目的、条件等を明確にした上、新町において公平性の観点から均衡を保つよう調整する。 (3) 公共的必要性、有効性、公平性の観点から、整理統合できる補助金等については、統合、廃止する。 <p>個々の補助金、交付金等にかかる調整方針については、該当する事務事業の協定項目において調整します。</p> <p>2 . 調整方針</p> <p>補助金、交付金等については、公共的必要性、有効性、公平性の観点から、次のように調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。 (2) 独自の補助金等については、従来からの経緯及び実情に配慮し、新町において均衡を保つよう調整する。 (3) 整理統合できる補助金等については、統合、廃止する。 		

事務事業調整報告書

協議項目	17 補助金、交付金等の取扱い	総務部会
協議細目	補助金、交付金等の取扱い	
3 - 1 . 事務事業現況比較表 (事業補助金等)		
項目	浜 坂 町	温 泉 町
総務費	ふれあいセンター等施設整備事業補助金 地域主体のまちづくり事業補助金 街路灯等設置事業補助金 地方バス路線維持補助金 航空機利用助成金事業補助金 屋内放送施設補助金	湯めぐりエクスプレス運行事業補助金 景観形成事業補助金 町民海外派遣研修交付金 青少年海外研修 地域振興事業 但馬空港利用促進補助金 町民バス運行補助金 地方バス路線維持対策補助金
民生費	社会福祉法人等利用者負担額減免措置事業補助金 精神障害者ホームヘルプサービス事業補助金 単位老人クラブ補助金	特別養護老人ゆむら運営補助金 特別養護老人ゆむら施設整備補助金 デイサービス運営補助金 高齢者等住宅改造成業補助金 しあわせ相談所運営費補助金 いずみ共同作業所(小規模作業所)運営費補助金 わくわくホム「いずみ」運営補助金 精神障害者居宅介護等事業運営補助金 郡障害者社会参加促進事業補助金 家族介護者ヘルパ - 受講支援事業補助金 社会福祉法人等利用者負担額減免措置事業補助金
衛生費	合併処理浄化槽設置整備事業補助金 生ごみ自家処理容器購入費補助金 ふれあい資源ごみ集団回収運動奨励金	合併処理浄化槽設置整備事業補助金 水洗便所等改造資金利子補給補助金 水洗便所等改造奨励補助金 生ごみ処理器助成補助金
労働費		若者定住就労奨励補助金 若者定住及び雇用促進奨励補助金 若者定住住宅資金利子補給事業補助金
農林水産業費	認定農業者規模拡大支援事業奨励金 町農業振興資金利子補給金 農産加工女性グループ等育成事業費補助金 ビニールハウス設置経営助成事業補助金 環境保全型農業育成事業補助金 棚田保全活動助成金 国内農業生産流通体制整備強化対策事業補助金 地元産米消費拡大対策事業交付金 中山間地域等直接支払交付金 畜産振興推進活動事業補助金 子牛代金前払い制度利子補給金 優良雌子牛保留対策事業補助金 農業小学校事業補助金 水田農業経営確立対策推進活動費交付金 捕獲柵設置補助金 作業道開設事業補助金 森林技術者確保対策事業補助金 漁業振興事業補助金 外来魚緊急駆除事業補助金 環境対策育林事業補助金	農協近代会資金利子補給金 町単農業振興事業補助金 農業用廃プラスチック適正処理対策協議会補助金 農業生産総合対策事業補助金 転作定着化推進事業交付金 農業経営基盤強化資金利子補給補助金 転作推進対策事業補助金 畜産振興事業補助金 子牛流死産互助共済事業 山地畜産確立事業補助金 堆肥化処理施設建設事業補助金 新規就農実践事業補助金 中山間地域等直接支払交付金 林業振興事業補助金 林業担い手対策事業補助金 環境対策育林事業補助金 森林整備地域活動支援事業交付金
商工費	企業立地奨励事業助成金 公共職業訓練等通所助成金	中小企業緊急安定化対策資金利子補給事業補助金

事務事業調整報告書

協議項目	17 補助金、交付金等の取扱い	総務部会
協議細目	補助金、交付金等の取扱い	
3 - 1 . 事務事業現況比較表 (事業補助金等)		
項目	浜 坂 町	温 泉 町
土木費		集落内狭小道路整備事業補助金
消防費	消防衣服等購入補助金	消防器具管理交付金
教育費	中学校部活動選手派遣補助金 浜坂高校麒麟獅子舞サークル補助金 トライやる・ウィーク推進事業補助金 遠距離通学費補助金 (幼・小・中学校) 自然学校推進事業補助金 いきいき学校応援事業補助金 中学校海外研修補助金 家庭教育支援事業補助金 地域改善対策奨学奨励助成金 各種スポーツ県大会参加事業補助金 各種スポーツ県大会主催事業補助金 青少年国内外体験航海学習参加補助金	教育研修所運営費交付金 自然学校推進事業補助金 (小学校) 遠距離通学費助成補助金 (幼・小・中学校) 総合的学習研究事業補助金 (小・中学校) 特殊学級訓練助成補助金 (小学校) 職員研修費補助金 (幼・小・中学校) 修学旅行付添費補助金 (小・中学校) 園児・児童・生徒指導費補助金 (幼・小・中学校) 課外活動費補助金 (小・中学校) 但馬へき地教育研究事業補助金 (小学校) 大会選手派遣費・登録料補助金 (中学校) トライやる・ウィーク推進事業補助金 (中学校) 進路指導費補助金 (中学校) 学校交流事業補助金 (中学校) 研究発表事業補助金 (幼稚園) 郡幼稚園教育研究会事業補助金 (幼稚園)

事務事業調整報告書

協議項目	17 補助金、交付金等の取扱い	総務部会
協議細目	補助金、交付金等の取扱い	
3 - 2 . 事務事業現況比較表 (団体補助金等)		
項目	浜坂町	温泉町
議会費	議員互助会活動事業補助金 政務調査費補助金	議員互助会補助金 議員 (広報) 活動交付金 議員福利厚生費交付金
総務費	連合自治会運営費補助金 職員福利厚生事業費補助金 浜坂駅活性化推進協議会補助金	区長協議会補助金 職員福利厚生費交付金 ふるさとおんせん会運営補助金 入湯税取扱組合交付金
民生費	遺族会助成金 傷痍軍人会補助金 身体障害者福祉協会補助金 民生委員協議会補助金 社会福祉協議会補助金 地域改善対策推進協議会交付金 老人クラブ連合会補助金 社会福祉協議会補助金 (1-11°ア分) 保育所協議会補助金 私立保育園運営費補助金 手をつなぐ育成会補助金 子ども会育成連絡協議会補助金	民生委員児童委員活動等補助金 社会福祉協議会補助金 遺族会補助金 身体障害者福祉協議会補助金 手をつなぐ育成会補助金 社会福祉協議会補助金 (福祉基金運用分) 老人クラブ補助金 老人クラブ連合会補助金 老人いこいの会 保育園協議会補助金 子ども会育成会運営補助金 婦人共励会補助金
衛生費	いずみ会補助金	消費者の会補助金 資源ごみ回収団体補助金
労働費		杜氏組合補助金
農林水産業費	農業委員会互助会助成金 農会長会営農推進活動助成金 営農団体推進活動助成金 つちかおり米部会補助金 みかた有機米部会補助金 林業研究グループ活動補助金 緑の少年団運営費補助金 岸田川漁協繁殖保護事業補助金	農業委員会委員活動交付金 農会長協議会補助金 岸田川漁業協同組合補助金 兵庫県畜産共進会協議会補助金 農作業受委託組織育成事業補助金
商工費	杜氏組合補助金 商工会補助金 浜坂商店街活性化補助金 産業観光振興協議会補助金 くらしの会補助金 観光協会補助金 川下祭事業補助金	商工会補助金 観光協会補助金
消防費		自主防災活動交付金 消防団年末警戒・正副分団長会議交付金
教育費	連合PTA運営費等補助金 障害児教育研究会補助金 浜坂高等学校PTAクラブ後援会補助金 青少年育成推進協議会補助金 婦人会補助金 国際交流協会補助金 同和教育協議会補助金 文化協会補助金 体育協会補助金 麒麟獅子マラソン大会実行委員会補助金	但馬道德教育研究会補助金 青年会補助金 PTA協議会団体補助金 文化協会運営事業補助金 婦人会運営事業補助金 文化財保護団体補助金 体育協会補助金

補助金、交付金等の取扱いに関する法令等

【補助の意義】

地方公共団体の行う補助は、公益上の必要性という制約の下で行わなければならない、特定の事業を促進・助成するために、相当の反対給付を受けることなく、その事業主体に対して金銭等（通常、補助金という。）を交付することをいいます。

補助金は、奨励金・助成金・交付金・給付金等々と呼ばれ、用途を特定した行政目的をもって支出されます。そのため、その用途に制約をつけ、相手方に対し一定の行政的監督を行うことができます。

「公益上の必要性」とは、次のような判断基準で整理されます。

支出の目的、趣旨

他の行政支出目的との関連での当該補助金の目的の重要性・緊急性

補助が公益目的に適切かつ有効な効果を期待できるか

補助金を受ける個人また団体の性格（構成員、役員等の状況）、活動状況

他の用途に流用される危険がないか

支出手続、事後の検査体制等がきちんとしているか

目的違反、動機的不正、平等原則違反、比例原則違反など裁量権の濫用・逸脱にならないか

【地方自治法（抜粋）】

（職務）

第199条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

7 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体があ借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を委託しているものについても、また同様とする。

（寄附又は補助）

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

補助金、交付金等の取扱いにかかる先進事例

新市町名	調 整 方 針
朝来市	<p>各種団体への補助金、交付金等については、従来からの経緯や実情等に配慮し、公共的必要性、有効性、公平性の観点から次のとおり調整する。</p> <p>(1) 同一あるいは同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。</p> <p>(2) 独自の補助金等については、従来の活動実績や地域の実情等を考慮し、補助金等の目的を明確化し、均衡を保つよう調整する。</p> <p>(3) 他の補助金に整理統合できる補助金等については、関係団体と協議し、統合の方向で調整する。</p>
養父市	<p>各町の実情において、団体の育成及び事業振興の目的で執行している現行の各種団体への補助金、交付金等の取り扱いについては、合併後の16年度までとし、次年度以降については、新市において公共性、有効性、公平性及び必要度の観点から制度化、予算措置を講じる。</p> <p>(1) 同一あるいは同種の補助金等については、統一の方向で調整する。</p> <p>(2) 独自の補助金等については、補助金等の目的を明確化し、従来の実績等を考慮し、均衡を保つよう調整する。</p> <p>(3) 整理統合できる補助金については、統合、廃止する。</p>
丹波市	<p>現行の各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては合併年度までとし、翌年度以降については、従来からの経緯、実情に配慮し、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点から、新たに制度化を図る。</p> <p>(1) 同一あるいは同種の補助金等については、統一の方向で調整する。</p> <p>(2) 独自の補助金等については、補助金等の目的を明確化し、従来の実績等を考慮し、均衡を保つよう調整する。</p> <p>(3) 整理統合できる補助金については、統合、廃止する。</p>
豊岡市	<p>各種団体への補助金、交付金等については、その事業目的、効果等を総合的に勘案し、次の区分に応じて調整する。</p> <p>(1) 1市5町同一あるいは同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。</p> <p>(2) 各市町独自の補助金、交付金等については、新市全体の均衡を保つよう調整する。</p> <p>(3) 整理統合できる補助金、交付金等については、統合、廃止する。</p>
篠山市	<p>各町の補助金、交付金等は、従来からの経緯、実情等に配慮し、新町において検討するものとする。</p> <p>(1) 各町で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。</p> <p>(2) 各町独自の補助金については、従来の実績を尊重し、町域全体の均衡を保つように調整するものとする。</p> <p>(3) 他の補助金に整理統合できる補助金については、統合の方向で調整するものとする。</p>

協議第 28 号

慣行の取扱い(その2)について

慣行の取扱い(その2)について提出する。

平成16年3月17日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会長 中村政行

協定項目	19	慣行の取扱い(その2)について
慣行的な儀式、式典については、合併までに調整する。		

平成 年 月 日確認・継続審議

事務事業調整報告書

協議項目	19 慣行の取扱い(その2)	総務部会
協議細目	慣行の取扱い(儀式、式典)	
<p>1. 課題、問題点等</p> <p>現在慣行的に行っている儀式、式典を比較すると、事業内容は同様であっても開催時期が異なるもの、また1町のみ開催しているものなどがあります。</p> <p>これら行事については、事業の趣旨や目的、又、これまでの経緯や実績などを十分勘案し、統廃合及び開催方法について合併までに調整を図る必要があります。</p> <p>なお、その歴史や地域性に深く係わり合いのあるものについては、引き続き存続とするか若しくは代替策を検討することも必要と思われれます。</p> <p>別表に記載の行事及びその他慣行的に行っている行事にかかる個々の調整方針については、該当する事務事業の協定項目において調整します。</p>		
<p>2. 調整方針</p> <p>(1)慣行的な儀式、式典については、合併までに調整する。</p>		
<p>3. 事務事業現況比較表(儀式、式典)</p>		
項 目	浜坂町	温泉町
功労者表彰式	町功労者表彰式(企画総務課) ・時期 5年毎の10月1日の記念式典 ・場所 多目的集会施設 ・内容 表彰式典	町功労者表彰式(総務課) ・時期 毎年11月3日 ・場所 議場 ・内容 表彰式典
追悼式	戦没者追悼式(健康福祉課) ・時期 毎年 4月10日 ・場所 多目的集会施設 ・内容 式典	恒久平和祈念式[戦没者追悼](住民生活課) ・時期 毎年11月初旬 ・場所 夢ホール ・内容 追悼式典、平和作文朗読、コーラス
消防団出初式	消防団出初式(町民課) ・時期 毎年1月6日 ・場所 すこやか広場(雨天の場合は体育センターへ) ・内容 式典、放水(雨天の場合は式典のみ)	消防団出初式(住民生活課) ・時期 毎年4月初旬 ・場所 健康公園すこやかドーム及び出合河川敷グラウンド ・内容 式典、放水(雨天の場合は式典のみ)
成人式	成人式(教育委員会社会教育課) ・時期 毎年春分の日 ・場所 多目的集会施設 ・内容 式典、音楽鑑賞又は講演会、懇談会等	成人式(教育委員会社会教育課) ・時期 毎年成人の日の前日(日曜日) ・場所 夢ホール ・内容 式典、講演会、懇談会等

福祉関係事務事業の取扱い（その 1）について

福祉関係事務事業の取扱い（その 1）について提出する。

平成 16 年 3 月 17 日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会 長 中 村 政 行

協定項目	23 - 8	各種事務事業の取扱い 福祉関係事務事業の取扱い（その 1） について
<p>1. 障害者福祉事業</p> <p>(1) 障害者福祉金については、温泉町の例により見直しを行い、精神障害者を加えた形で、平成 17 年度から統一する。</p> <p>(2) 障害者団体については、平成 17 年度から統合できるよう調整に努める。 補助金については、平成 17 年度から統一の方向で調整する。</p> <p>2. 民生事業</p> <p>(1) 民生委員・児童委員については、現行のまま新町に引き継ぐ。 補助金については、平成 17 年度から統一する。</p> <p>(2) 民生委員推薦会については、合併後速やかに調整する。</p> <p>3. 在宅福祉事業</p> <p>(1) 在宅老人介護手当支給事業については、浜坂町の例により見直しを行い、平成 17 年度から統一する。</p> <p>(2) 軽度生活援助事業については、浜坂町の例により見直しを行い、平成 17 年度から統一する。</p> <p>(3) 生きがい活動支援通所事業については、委託単価等の見直しを行い、平成 17 年度から再編する。</p>		

平成 年 月 日確認・継続審議

事務事業調整報告書

協議項目	23-8 福祉関係事務事業の取扱い(その1)	健康福祉部会
協議細目	障害者・民生・在宅福祉事業	
<p>1. 課題、問題点等</p> <p>< 障害者福祉事業 ></p> <p>(1) 障害者福祉金 障害者福祉金は、社会保障の理念に基づき、心身に障害のある者若しくは扶養する者に福祉金を支給することにより、福祉の増進に寄与することを目的として行っていますが、2町間では、支給額、対象者、支払方法とも相違しており、精神障害者も対象となっていないため調整が必要となります。 調整方針については、制度としては存続し、平成17年度から統一することとし、調整内容としては、温泉町の例により見直しを行い、精神障害者を加えた形で調整することが適当と思われれます。</p> <p>(2) 障害者団体 身体障害者福祉協会については、2町とも社会福祉協議会が事務局となっていますが、手をつなぐ育成会については、事務局が異なるため調整が必要となります。又、補助金額についても差異があるため調整が必要となります。 調整方針としては、組織は平成17年度から統合できるよう調整に努めることとし、補助金についても、組織の効率的な運営を勧奨し、平成17年度から統一の方向で調整することが適当と思われれます。</p> <p>< 民生事業 ></p> <p>(1) 民生委員・児童委員 民生委員・児童委員は、地域住民の相談役として、生活保護等、公的扶助関係の協力機関として社会福祉の増進に努めると共に、児童福祉の推進を積極的に行っています。 2町とも同一の事務であるため調整の必要はなく、民生委員・児童委員については現行のまま新町に引き継ぐことが適当と思われれます。なお、委員活動を促進するための補助金については、平成17年度から統一することが適当と思われれます。 民生委員推薦会については、合併後速やかに統一することとし、定数は民生委員法に規定する定数(若干人 7人以上14人以下)にすることが適当と思われれます。</p> <p>< 在宅福祉事業 ></p> <p>(1) 在宅老人介護手当支給事業 在宅老人及び当該介護者に介護手当を支給することにより、両者の精神的、経済的負担を軽減する目的で事業を行っています。 2町においては、支給額・支給方法に差異がありますが、県の補助要綱に基づき、浜坂町の例により見直しを行い、平成17年度から統一することが適当と思われれます。</p> <p>(2) 軽度生活援助事業 高齢者の家庭等にホームヘルパーを派遣して適切な家事等の日常生活を営むために必要なサービスを提供することにより、高齢者が健全で安らかな生活ができるよう援助することで、高齢者の自立と社会参加の促進を図る目的で事業を行っていますが、浜坂町では軽度生活援助事業として行い、温泉町では、同様の事業を生活管理指導員派遣事業として行っているため、合併に伴い軽度生活援助事業として統合することが適当と思われれます。 2町においては、利用料及び社会福祉協議会への委託単価が異なっているため、浜坂町の例により見直しを行い、平成17年度分から統一することが適当と思われれます。</p> <p>(3) 生きがい活動支援通所事業 高齢者の生きがいと社会参加を促進すると共に、社会的孤立感の解消、介護予防及び自立生活の助長を図ることを目的に、施設への通所により実施していますが、利用日、実施施設、利用料、委託単価に差異があるため調整が必要となります。 調整方針としては、事業は現状のまま新町に引き継ぐこととし、委託単価等の見直しを行った上、平成17年度分から再編することが適当と思われれます。</p>		

事務事業調整報告書

協議項目	23-8 福祉関係事務事業の取扱い(その1)	健康福祉部会
協議細目	障害者・民生・在宅福祉事業	
<p>2. 調整方針</p> <p>< 障害者福祉事業 ></p> <p>(1) 障害者福祉金については、温泉町の例により見直しを行い、精神障害者を加えた形で、平成17年度から統一する。</p> <p>(2) 障害者団体については、平成17年度から統合できるよう調整に努める。補助金については、平成17年度から統一の方向で調整する。</p> <p>< 民生事業 ></p> <p>(1) 民生委員・児童委員については、現行のまま新町に引き継ぐ。補助金については、平成17年度から統一する。</p> <p>(2) 民生委員推薦会については、合併後速やかに調整する。</p> <p>< 在宅福祉事業 ></p> <p>(1) 在宅老人介護手当支給事業については、浜坂町の例により見直しを行い、平成17年度から統一する。</p> <p>(2) 軽度生活援助事業については、浜坂町の例により見直しを行い、平成17年度から統一する。</p> <p>(3) 生きがい活動支援通所事業については、委託単価等の見直しを行い、平成17年度から再編する。</p>		

事務事業調整報告書

協議項目	23-8 福祉関係事務事業の取扱い(その1)	健康福祉部会
協議細目	障害者・民生・在宅福祉事業	
3-1. 事務事業現況比較表(障害者福祉事業)		
区分	浜坂町	温泉町
障害者福祉事業	<p>1. 対象者</p> <p>(1) 知的障害者(児)福祉年金 浜坂町に引き続き1年以上居住し、知的障害者(児)を扶養している者</p> <p>(2) 重度身体障害者(児)福祉年金 浜坂町に引き続き1年以上居住している身体障害者又は重度身体障害者(児)を扶養している者</p> <p>2. 福祉年金の額</p> <p>(1) 知的障害者(児)福祉年金 年額 15,000円</p> <p>(2) 重度身体障害者(児)福祉年金 年額 15,000円</p> <p>3. 支給期間及び支給期日 申請をした日の属する月の翌月から資格の消滅した日の属する月までとし、3月に支給する。ただし、資格取得及び消滅などにより1年に満たない場合は月額計算として支給する。</p> <p>4. 対象となる障害の程度 身体障害者手帳 1級 療育手帳 A判定</p>	<p>1. 対象者</p> <p>(1) 知的障害児福祉金 温泉町に引続き1年以上居住し知的障害児を扶養する者</p> <p>(2) 重度身体障害児福祉金 温泉町に引続き1年以上居住し重度身体障害児を扶養する者</p> <p>(3) 知的障害者福祉金 温泉町に引続き1年以上居住する知的障害者又は当該者を扶養する者</p> <p>(4) 重度身体障害者福祉金 温泉町に引続き1年以上居住する重度身体障害者</p> <p>(5) 遺児福祉金 温泉町に引続き1年以上居住し、遺児を扶養する者</p> <p>2. 福祉金の額</p> <p>(1) 知的障害児福祉金 年額 12,000円</p> <p>(2) 知的障害者福祉金 年額 12,000円</p> <p>(3) 重度身体障害児福祉金 年額 12,000円</p> <p>(4) 重度身体障害者福祉金 年額 12,000円</p> <p>(5) 遺児福祉金 年額 12,000円</p> <p>3. 支給期間及び支給期日 申請をした日の属する月の翌月から資格の消滅した日の属する月までとし、9月及び3月にそれぞれ年額の2分の1に相当する額を支給する。ただし、資格取得及び消滅などにより1年に満たない場合は月額計算として支給する。</p> <p>4. 対象となる障害の程度 身体障害者手帳 1、2級 療育手帳 A、B1、B2判定</p>
	障害者団体補助	<p>浜坂町身体障害者福祉協会 会員数：350人 事務局：社会福祉協議会 補助金：180千円 (法令外負担金98千円含まない。)</p> <p>手をつなぐ育成会 会員数：24人 事務局：手をつなぐ育成会 補助金：4,005千円 内訳：育成会分 72千円 (法令外負担金96千円含まない。) 作業所分 3,933千円</p>

事務事業調整報告書

協議項目	23-8 福祉関係事務事業の取扱い(その1)	健康福祉部会
協議細目	障害者・民生・在宅福祉事業	
3-2. 事務事業現況比較表(民生事業)		
区分	浜坂町	温泉町
民生事業	<p>民生委員・児童委員</p> <p>1. 事業内容 (1) 定例会の開催 (2) 毎月1回定例会を開催 (3) 県の各種研修会等に参加 (4) 社協の心配事相談の相談員として月2回参加 (5) 各種地域福祉活動事業への協力・参画</p> <p>2. 設置基準 (1) 民生委員・児童委員の定数 町村：70から200までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人 (2) 主任児童委員の定数 民生委員・児童委員の定数39人以下2人 (民生委員法第4条に基づく基準)</p> <p>3. 委員数(定員28人) (1) 地区担当民生委員・児童委員 26人 (2) 主任児童委員 2人</p> <p>4. 浜坂町民生・児童委員協議会組織 会長1人 副会長2人 会計1人 監事2人</p> <p>5. 委員の任期：3年</p> <p>6. 予算(補助金) 民生委員・児童委員活動補助金 2,520千円</p>	<p>1. 事業内容 (1) 定例会の開催：毎月第4水曜 (2) 管外視察研修、各種研修会等を開催 (3) 県主催の各種研修会等に参加 (4) 民生委員・児童委員と民生・児童協力委員の合同研修会を開催(年2回) (5) ボランティアに参加</p> <p>2. 設置基準 (1) 民生委員・児童委員の定数 町村：70から200までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人 (2) 主任児童委員の定数 民生委員・児童委員の定数39人以下2人 (民生委員法第4条に基づく基準)</p> <p>3. 委員数(定員25人) (1) 地区担当民生委員・児童委員 23人 (2) 主任児童委員 2人</p> <p>4. 民生委員・児童委員協議会組織 会長1人、副会長2人、会計1人、監事2人</p> <p>5. 委員の任期：3年</p> <p>6. 予算(補助金) 民生委員・児童委員活動補助金 2,611千円 民生・児童協力委員設置等補助金分81千円</p>
	<p>民生委員推薦会</p> <p>1. 委員の定数町長が委嘱する。 7人</p> <p>2. 委員の構成 (1) 議会議員(文教民生常任委員会) (2) 民生委員 (3) 社会福祉事業の実施に関係のある者 (4) 町の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者 (5) 教育に関係のある者(教育委員) (6) 関係行政機関の職員(助役) (7) 学識経験のある者</p> <p>3. 任期 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の在任期間とする。</p> <p>4. 委員会の開催 一斉改選、欠員が生じた場合</p> <p>5. 委員報酬 一回あたり 5,000円</p>	<p>1. 委員の定数 7人</p> <p>2. 委員の構成 (1) 議会の所管常任委員会委員 (2) 民生委員・児童委員協議会の代表者 (3) 社会福祉事業の実施に関係ある者 (4) 社会福祉関係団体の代表者 (5) 教育に関係ある者 (6) 関係行政機関の職員 (7) 学識経験のある者</p> <p>3. 任期 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の在任期間とする。</p> <p>4. 委員会の開催 会議は必要の都度開催、会議は非公開とする。</p> <p>5. 委員報酬 6,800円(1日)</p>

事務事業調整報告書

協議項目	23-8 福祉関係事務事業の取扱い(その1)	健康福祉部会
協議細目	障害者・民生・在宅福祉事業	
3-3. 事務事業現況比較表(在宅福祉事業)		
区 分	浜坂町	温泉町
在宅老人介護手当支給事業	<p>1. 対象 浜坂町に住所を有し、65歳以上の在宅老人で居宅において、6ヶ月以上常時臥床、または、痴呆の状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする者を介護している者</p> <p>2. 申請方法 民生委員等を介して、介護者が申請</p> <p>3. 支給額 過去1年間介護保険のサービスを受けなかった場合は年額12万円 家族介護手当(慰労)事業の支給対象者にあつては家族介護手当の支給を優先し、その差額の2万円を当事業で支給</p> <p>4. 支給方法 年1回・口座振込</p>	<p>1. 対象 温泉町の区域内に住所を有する、65歳以上の者であつて、居宅において6ヶ月以上常時臥床の状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする状態にあるもの、又は65歳以上の者であつて居宅において痴呆の状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする状態にあるもの介護者</p> <p>2. 申請方法 介護者</p> <p>3. 支給額 過去1年間介護保険のサービスを受けなかった場合は年額12万円 ただし、介護保険のサービスを受けなかった期間が1年間に満たない場合、又は介護保険のサービスを受けたときは月額5千円 家族介護手当(慰労)事業の支給対象者にあつては家族介護手当の支給を優先し、その差額の2万円を当事業で支給</p> <p>4. 支給方法 当該要件を満たすことになる日以降、又は支給要件に該当しないことを確認した後に口座振込</p>
	在宅福祉事業	<p>1. 事業の名称 軽度生活援助事業</p> <p>2. 対象者 おおむね65歳以上の者のいる家庭であつて、高齢者又はその家庭が高齢者の生活援助を必要とする場合。</p> <p>3. 事業内容 下記内容のうち必要なこと (1)外出・散歩の付き添いなどの外出時の援助 (2)宅配の手配、食材の買い物などの食事・食材の確保 (3)寝具類等大物の洗濯・日干し、クリーニングの洗濯物搬出入 (4)家屋内の整理・整頓 (5)朗読・代筆などの多少目が不自由な方に対する援助 (6)健康・栄養管理に関する助言等 (7)その他在宅のひとり暮らし高齢者等の生活支援に資する軽易な日常生活上の援助</p> <p>4. 利用料 1時間未満 200円 30分増毎 80円</p> <p>5. 委託先 浜坂町社会福祉協議会</p>

事務事業調整報告書

協議項目	23-8 福祉関係事務事業の取扱い(その1)	健康福祉部会
協議細目	障害者・民生・在宅福祉事業	
3-3. 事務事業現況比較表(在宅福祉事業)		
区 分	浜坂町	温泉町
在宅福祉事業 高齢者生きがい活動支援通所事業	<p>1. 対象者 在宅の概ね60歳以上の者及びこれに準ずる世帯に属するもの</p> <p>2. 利用日 週3回(月曜日・水曜日・金曜日)</p> <p>3. 利用時間 午前10時00分から午後3時00分まで</p> <p>4. 実施施設 浜坂町高齢者いきがい施設「ユートピアはまさか」等</p> <p>5. 利用料 1日 1,000円 (食事・入浴料・手工芸資材等教材)</p> <p>6. 委託先 浜坂町社会福祉協議会</p> <p>7. 委託単価 2,000円(個人負担金含む)</p>	<p>1. 対象者 町内に居住する比較的元気なおおむね60歳以上のひとり暮らし老人等で、家に閉じこもりがちな者</p> <p>2. 実施施設及び利用日 (1)特別養護老人ホームゆむら (特養へ委託)(水・木・日) (2)デイサービスセンターもみじ (社会福祉協議会へ委託)(火・木)</p> <p>3. 利用料 1日(回)1,000円 (実費相当費:食事代、送迎代、おやつ代等)</p> <p>4. 委託先 特別養護老人ホームゆむら 温泉町社会福祉協議会</p> <p>5. 委託単価 3,000円(個人負担金は含まない)</p>

福祉関係事務事業の取扱いに関する法令

【民生委員法（抜粋）】

第3条 民生委員は、市（特別区を含む。以下同じ）町村の区域にこれを置く。

第4条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が、前条の区域ごとに、その区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の意見をきいて、これを定める。

民生委員・児童委員の定数等(兵庫県条例)

区 分	浜坂町	温泉町
区域担当民生委員・児童委員の定数	26人	23人
主任児童委員の定数	2人	2人
計	28人	25人

第5条 民生委員は、都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

第6条 民生委員推薦会が民生委員を推薦するに当たっては、当該市町村の議会（特別区の議会を含む。以下同じ。）の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意ある者であって児童福祉法の児童委員としても、適当である者について、これを行わなければならない。

2 都道府県知事及び民生委員推薦会は、民生委員の推薦を行うに当たっては、当該推薦に係る者のうちから児童福祉法の主任児童委員として指名されるべき者を明示しなければならない。

第8条 民生委員推薦会は、委員若干人でこれを組織する。

2 委員は、当該市町村の区域の実情に通ずる者であって、次の各号に掲げるもののうちから、それぞれ2人以内を市町村長が委嘱する。

1. 市町村の議会の議員
2. 民生委員
3. 社会福祉事業の実施に関係のある者
4. 市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者
5. 教育に関係のある者
6. 関係行政機関の職員
7. 学識経験のある者

3 民生委員推薦会に委員長1人を置く。委員長は、委員の互選とする。

第10条 民生委員には、給与を支給しないものとし、その任期は、3年とする。ただし、補欠の民生委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第20条 民生委員は、都道府県知事が市町村長の意見をきいて定める区域ごとに、民生委員協議会を組織しなければならない。

2 前項の規定による民生委員協議会を組織する区域を定める場合においては、特別の事情のあるときの外、市においてはその区域を数区域に分けた区域をもって、町村においてはその区域をもって1区域としなければならない。

第25条 民生委員協議会を組織する民生委員は、その互選により会長1人を定めなければならない。

【児童福祉法（抜粋）】

（児童委員）

第12条 市町村の区域に児童委員を置く。

2 民生委員法による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。

3 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。

【兵庫県在宅老人介護手当支給事業実施要綱(抜粋)】

4 手当額に対する助成

県は、在宅老人1人につき年額12万円を県費補助対象限度額として助成するものとする。
ただし、家族介護手当事業(以下「家族手当事業」という。)の支給対象となる者については、当該限度額を年額2万円とする。

5 家族手当事業による優先支給の原則

- (1) 家族手当事業の支給対象となる者にあつては、家族手当事業から優先して支給するものとし、年額12万円から家族手当事業の支給額(10万円とする。)の差額を支給する。
- (2) 家族手当事業の支給年額が10万円に満たない市町にあつては、手当の差額支給の算定においては、10万円を支給したものとみなす。
- (3) 家族手当事業を実施しない市町にあつて、家族手当事業の支給対象となる者は、手当の支払いは2万円を支給する。

協議第30号

水道・下水道関係事務事業の取扱い(その1)について

水道・下水道関係事務事業の取扱い(その1)について提出する。

平成16年3月17日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会長 中村政行

協定項目	23 - 12	各種事務事業の取扱い 水道・下水道関係事務事業の取扱い (その1)について
<p>1. 水道料金については、合併後5年を目途に調整する。</p> <p>2. 加入金及び設計審査、竣工検査手数料については、温泉町の例により合併時に統一する。</p> <p>3. 開閉栓手数料については、温泉町の例により合併時に統一する。</p> <p>4. 水道工事指定店登録にかかる手数料については、現行のまま新町に引き継ぐ。</p>		

平成 年 月 日確認・継続審議

事務事業調整報告書

協議項目	23-12 水道・下水道関係事務事業の取扱い(その1)	上下水道部会
協議細目	水道事業	
<p>1. 課題、問題点等</p> <p>上下水道事業については、生活に重要な影響のある地方公営企業等として、独立採算制を原則としており、事業規模、運営制度、給水条件、使用料金等に差異がある場合があります。</p> <p>当事業は、住民生活に極めて密着に関係し、かつ重要なものであるため、合併を行う場合には、住民の生活に影響を及ぼさないよう、また負担の公平性及び住民の一体性の確保を勘案の上、調整することが必要となります。</p> <p>水道事業においては、適正かつ能率的な運営に努め（水道法第2条の2）、料金については、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なもの（同法第14条第2項）であることが求められます。</p> <p>2町合併における具体的な課題、問題点は次のとおりであり、それぞれの経緯や事情により調整が困難なものについては、新町における事業の運営について十分検討し、効率的な運用と円滑な統一について計画的に調整することが適当と思われる。</p> <p>< 水道事業 ></p> <p>(1) 料金体系について</p> <p>浜坂町簡易水道事業については、各区が管理運営している現状があり、過去の経緯を勘案すると、町移管はかなり困難と思われるが、平成16年度中に各区長と十分協議を行い、合併時には新町で管理運営できるよう方向性を示すのが適当と思われる。</p> <p>浜坂町は簡易水道ごとに料金が異なるため調整が必要であり、平成16年度中に各区長と協議を重ね簡易水道料金をひとつに統一することが適当と思われる。</p> <p>上水道との料金の統一については、合併後5年を目途に調整することが適当と思われる。</p> <p>浜坂町は、消費税導入時の改定のみで料金改定を行っていないため見直す必要があると思われる。</p> <p>温泉町も昭和51年から料金改定をしていないため、健全な経営状況に向けて料金改定の必要があると思われる。</p> <p>統一事項として、合併を契機に料金改定について4～5年のサイクルで見直すなど、ルール化を図るべきであると思われる。</p> <p>(2) 新規加入事務について</p> <p>浜坂町は、上水道と簡易水道で分担金の差異があり、管理運営方法も含めて検討する必要があると思われる。</p> <p>浜坂町と温泉町の加入金及び設計審査、竣工検査手数料が異なるため調整する必要がある。温泉町の例により合併時に統一することが適当と思われる。</p> <p>(3) 異動事務について</p> <p>開閉栓手数料については、2町で内容が異なるため調整する必要がある。温泉町の例により合併時に統一することが適当と思われる。</p> <p>(4) 水道工事指定店について</p> <p>手数料の額は同じであるため、現行のまま新町に引き継ぐことが適当と思われる。</p> <p>2. 調整方針</p> <p>(1) 水道料金については、合併後5年を目途に調整する。</p> <p>(2) 加入金及び設計審査、竣工検査手数料については、温泉町の例により合併時に統一する。</p> <p>(3) 開閉栓手数料については、温泉町の例により合併時に統一する。</p> <p>(4) 水道工事指定店登録にかかる手数料については、現行のまま新町に引き継ぐ。</p>		

事務事業調整報告書

協議項目		23-12 水道・下水道関係事務事業の取扱い(その1)		上下水道部会	
協議細目		水道事業			
3. 事務事業現況比較表(水道事業)					
区 分		浜坂町		温泉町	
水道料金	上水道料金	口径 基本水量 基本料金 超過料金 13mm 10m3 1,680円 126円/m3 20mm 20m3 3,360円 126円/m3 25mm 40m3 6,720円 126円/m3 40mm 200m3 33,600円 126円/m3 50mm 500m3 84,000円 126円/m3 75mm 1,000m3 168,000円 126円/m3 100mm 5,000m3 840,000円 126円/m3 臨時給水 126円/m3			
	簡易水道料金	施設名 基準13mm 料金 超過料金 久斗山簡易水道 1戸当たり 420円 居組簡易水道 10m3当たり 945円 84円/m3 諸寄簡易水道 10m3当たり 945円 94円/m3 釜屋簡易水道 10m3当たり 1,680円 境飲料水供給施設 1戸当たり 1,260円 大味中小屋飲料水供給施設 1戸当たり 1,575円 大口径料金 町長が別に定める。		口径 基本水量 基本料金 13mm 8m3 1,000円 (1,600) 20mm 20m3 2,500円 (4,000) 25mm 32m3 4,000円 (6,400) 30mm 50m3 6,250円 (10,000) 40mm 84m3 10,500円 (16,800) 50mm 166m3 20,750円 (33,200) 75mm 330m3 41,250円 (66,000) * ()は、臨時使用時 超過料金 1m3につき125円	メーター 使用料 60円 110円 130円 160円 350円 780円 1,100円
加入手続	分担金 加入金	口径 分担金 13mm 52,500円 20mm 84,000円 25mm 126,000円 40mm 210,000円 50mm 315,000円 75mm 525,000円 100mm以上 その都度町長が定める 増分分担金は、新旧料金の差額		口径 加入金 13mm 105,000円 20mm 147,000円 25mm 189,000円 30mm 420,000円 40mm 472,500円 50mm 892,500円 75mm 2,310,000円 増径の場合は、新旧料金の差額	
	手数料	設計審査手数料 1回につき 500円 竣工検査手数料 1回につき 500円		設計審査手数料 1件につき 2,000円 竣工検査手数料 1件につき 2,000円	
異動手続	手数料	開閉栓手数料 なし (上水道 職員対応) (簡易水道 各区長対応)		開閉栓手数料 口径 開栓(設置) 閉栓(撤去) 13mm 1,000円 1,000円 20及び25mm 2,000円 2,000円 30mm 3,000円 3,000円 40mm 4,000円 4,000円 50mm以上 5,000円 5,000円 (メーターの設置・撤去 職員対応)	
水道工事指定店	手数料	登録等手数料 1件につき 10,000円		登録等手数料 1件につき 10,000円	

【水道法（抜粋）】

（責務）

第2条 国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない。

2 国民は、前項の国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、自らも、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に努めなければならない。

第2条の2 地方公共団体は、当該地域の自然的社会的諸条件に応じて、水道の計画的整備に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、水道事業及び水道用水供給事業を営営するに当たっては、その適正かつ能率的な運営に努めなければならない。

（用語の定義）

第3条

2 この法律において「水道事業」とは、一般の需用に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が100人以下である水道によるものを除く。

3 この法律において「簡易水道事業」とは、給水人口が5千人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。

（供給規定）

第14条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

(1) 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。

(2) 料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること。

(3) 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。

(4) 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

水道事業の取扱いにかかる先進事例

新市町名	調整方針																		
朝来市	<p>(1) 量水器の取扱いについては、合併時に和田山町、山東町、朝来町の制度に統合する。</p> <p>(2) 上水道、簡易水道の水道使用料については、和田山町の制度を基に口径別料金制、段階別従量制を採用し、合併時に次のとおり統一する。ただし、水道事業の健全な運営を図るため、合併後3年目から順次水道料金の見直しを行う。</p> <table border="1"> <tr> <th>メーター口径</th> <th>加入分担金</th> </tr> <tr> <td>13mm</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>260,000円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>600,000円</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>1,000,000円</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>2,500,000円</td> </tr> <tr> <td>100m</td> <td>4,000,000円</td> </tr> </table> <p>(3) 給水加入金については、合併時に和田山町の制度に統合し、次のとおりとする。</p>	メーター口径	加入分担金	13mm	100,000円	20mm	160,000円	25mm	260,000円	40mm	600,000円	50mm	1,000,000円	75mm	2,500,000円	100m	4,000,000円		
メーター口径	加入分担金																		
13mm	100,000円																		
20mm	160,000円																		
25mm	260,000円																		
40mm	600,000円																		
50mm	1,000,000円																		
75mm	2,500,000円																		
100m	4,000,000円																		
養父市	<p>(1) 上水道施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>(2) 簡易水道施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>(3) 加入金については、八鹿町の例による。</p> <p>(4) 使用料については、新市移行後5年を目途に随時調整する。</p>																		
丹波市	<p>(1) 水道給水区域については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、柏原町石戸地区は山南町の給水区域に含める。</p> <p>(2) 会計は、水道事業会計と簡易水道特別会計に統一する。</p> <p>(3) 水道料金は現行とおりとし、新市において段階的に調整し5年後を目途に統一を図る。</p> <p>(4) 加入分担金は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>メーター口径</th> <th>加入分担金</th> </tr> <tr> <td>13mm</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>480,000円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>740,000円</td> </tr> <tr> <td>30mm</td> <td>1,060,000円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>1,900,000円</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>2,960,000円</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>6,660,000円</td> </tr> <tr> <td>100m</td> <td>11,840,000円</td> </tr> </table> <p>(5) 基金及び起債については、合併時の残高を持ち寄る。</p>	メーター口径	加入分担金	13mm	200,000円	20mm	480,000円	25mm	740,000円	30mm	1,060,000円	40mm	1,900,000円	50mm	2,960,000円	75mm	6,660,000円	100m	11,840,000円
メーター口径	加入分担金																		
13mm	200,000円																		
20mm	480,000円																		
25mm	740,000円																		
30mm	1,060,000円																		
40mm	1,900,000円																		
50mm	2,960,000円																		
75mm	6,660,000円																		
100m	11,840,000円																		
豊岡市	<p>(1) 水道料金の取扱い 上水道及び簡易水道の水道料金は同一料金とし、合併の日から統一する。ただし、各市町の現行料金と新料金に10%以上の増減が生じた場合は、増減率を10%に固定した料金で3年間措置する。</p> <p>(2) 水道加入金・分担金の取扱い 加入金は、現行市町の平均的な額とする。</p> <p>(3) 簡水加入金・分担金の取扱い 加入金は、現行市町の平均的な額とする。</p> <p>(4) 量水器交換、開閉栓の取扱い 開閉栓業務は、現行のとおり新市に引き継ぎ、手数料は合併の日に統一する。</p> <p>(5) 公認業者の取扱い 認定方法は豊岡市の例を基本とし、登録手数料は合併の日に統一する。</p> <p>(6) 水道事業各種申請事務の取扱い 事務手数料は合併の日に統一する。</p>																		

協議第31号

新町建設計画（その4）について

新町のまちづくり施策 について提出する。

平成16年3月17日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会長 中村政行

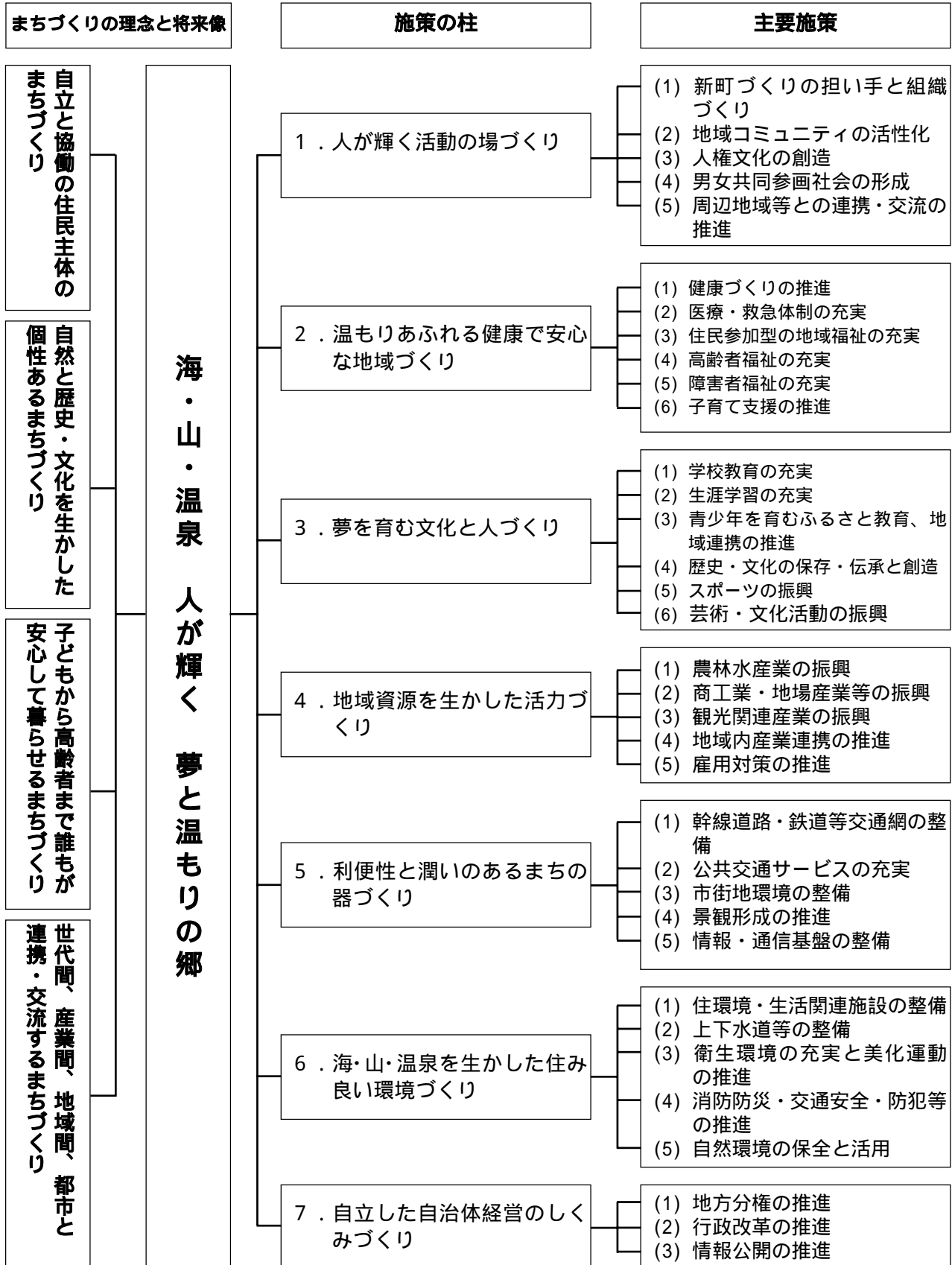
協定項目	6	新町建設計画（その4）について
新町のまちづくり施策 について、別紙のとおり提出する。		

平成 年 月 日確認・継続審議

新町のまちづくり施策

新町のまちづくりの理念と将来像を実現するため、施策の柱と主要な施策項目の体系を以下に整理します。

《 施 策 体 系 》



1. 人が輝く活動の場づくり（参画・協働と連携・交流の促進）

自ら地域づくりを考え、参画と協働による地域の自治を確立することが、住民の重要な責務であり、住民と行政が一体となって魅力と活力のある地域社会の創造に一層の努力が求められています。また、社会の成熟化が進むなかで、自己実現に関する分野での活動やNPO（民間非営利団体）などの自主的な社会貢献活動が幅広く展開されており、それぞれの能力を伸ばし、総合力が発揮できるまちづくりが必要となっています。

ことに、21世紀は人権の世紀とも言われ、少子高齢化社会における相互扶助の確立や男女共同参画社会の構築、国際化の進展等において、男女、地域、世代、立場間の役割や協調の重要性を理解し合い、人権尊重を根源とした共に生きる社会の形成が確立されなければなりません。

したがって、新町において、住民が能動的にまちづくりに参加・参画する意識づくりに取り組み、行政のみならず住民や事業者も自らの役割を十分に理解し、相互の協力により、創意と熱意と努力を持って、調和のとれた新しい町の創造をめざし、人が輝く新町にふさわしい参画と協働のまちづくりを進めます。

あわせて、共存・共生の視点に立って、地域間の相互の理解や協力のために、多様な連携や交流が求められています。新町の一体化により地域全体が魅力あるまちづくりを推進するなかで、より広域的な連携や交流を促進します。そのため、地域間交流基盤となる高規格道路や鉄道整備により、京阪神都市圏等との時間距離を短縮し、地域の活性化を図ります。また、従来からの人口定住施策の推進に加え、今後は、この地域の魅力にひかれ、様々な関わりをもつ他地域からの「交流人口」の拡大を促進し、都市と農山漁村の相互補完を進め、それぞれの役割と魅力を互いに享受し合うなかで、地域特性の再発見、地域への誇りや愛着の醸成、地場産業の振興などを促進します。さらに、環日本海をはじめ地球的視点での国際交流の充実を進めます。以上の取り組みを進めるために、豊かな自然や伝統文化、多彩な農林水産業等恵まれた条件を生かし、多地域・多分野にわたる交流を一層促進できるよう体制の整備充実に努めます。

（1）新町づくりの担い手と組織づくり

人と地域を大切にしたい新町づくりの基本的な姿勢や理念等の明文化とともに住民自らの取り組みを醸成するために、フォーラムの開催、地域課題の解決や新町の統一イメージづくりなどを話し合うまちづくり委員会などの設置を検討し、住民、特に若い人の積極的参画によるまちづくりの提案の場を拡充します。

また、人権社会の確立の視点に立ち、まちづくりに関する研修や人的交流ネットワークの拡充などにより人材育成を進めます。

さらに、行政と住民のパートナーシップを確立するために、行政情報の公開と共有を推進するとともに、行政の説明責任を果たし、官民一体となったまちづくりを推進します。

一方、住民と住民の協調、共存を深めるため、各種団体の統合や連携による組織強化、ボランティア、NPO等の育成、支援を推進し、ともに支え合いながら総合力を発揮するまちづくりを展開します。

(2) 地域コミュニティの活性化

新町づくりの広域的な視点と合わせて、旧町をはじめ小学校区や集落単位等の既存の地域運営に関わる組織の役割を認識・評価し、目が行き届き声をかけ合える住民に身近な分野を中心に、組織間の連携や支援に努めます。その方策のひとつとして、学校の統廃合で生じる校舎の有効活用を検討します。

また、住民相互の助け合いによって、住み良い環境を築くために、従来からの地縁的なコミュニティ活動とともに、様々なテーマや関心で結びついた活動を支援し、きめ細やかで多様な地域コミュニティの育成・充実を図ります。

さらに、支所や公民館等とのネットワーク強化、ケーブルテレビ等情報施設の活用により、住民活動の連携を推進します。

(3) 人権文化の創造

地域づくりの根幹は、人と人が支え合う人権が尊重される社会の確立にあり、あらゆる分野で人権を大切にした施策を展開します。年齢、性別、障害の有無、国籍等にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、共に生きる心もちながら、参画、協働する社会を構築します。

また、人権についての正しい理解と認識を深めるために、人権教育・啓発推進体制を充実し、指導者の育成を図り、学校教育や生涯学習を通して人権学習を積極的に推進し、意識づくりや環境整備に努めるとともに人権相談・人権ネットワーク体制の拡充を図り、誰もが支え合う人権文化を創造します。

(4) 男女共同参画社会の形成

男女が共にいきいきと生活ができ、性別に関係なく個性や能力を発揮できる意識づくりや環境づくりを進めます。

とくに、女性が社会のあらゆる分野へ参画し、多様な活動が展開できるよう支援、相談体制を拡充するとともに、行政の審議会・委員会等への公職参加に関して、その登用促進を図るなど町政運営への参画を推進します。また、地域においては、自治会・各種団体の委員、経済団体等あらゆる労働分野においても役職などにおける女性の登用を働きかけます。

(5) 周辺地域等との連携・交流の推進

新町は、岸田川流域で形成しており、都市的機能の充実強化により、産業、教育、医療など多

面的な2町間の連携を推進します。

地理的に鳥取圏と豊岡圏との中間に位置する2町は、周辺地域との連携・交流については、新町の交流基盤となる鳥取豊岡宮津自動車道やJR山陰本線の整備及び国道9号の改良などの促進に努め、ネットワークの拡充により都市的機能の充実強化を図り、生活圈や経済圏の連携の強い鳥取圏を中心に産業、教育、医療など多面的な広域連携を推進します。

一方、「山陰海岸」の世界自然遺産登録をめざし、兵庫県、京都府、鳥取県の3府県と関係市町村が連携の強化を図るとともに、広域観光の推進など恵まれた自然環境を生かした地域振興を展開します。

他地域との連携・交流については、新町は、海と山と温泉を包含する自然環境を有し、都市住民との多彩な交流を展開するなかで、参画と協働をテーマとしたエコミュージアムをはじめ新しいライフスタイルの創造の場として注目されています。したがって、豊かな多自然環境や生活文化をもつ地域特性を生かし、地理的・歴史的につながりの深い京阪神大都市圏等との交流を積極的に進めるため、交流環境や条件の整備、意識の高揚・醸成に努めます。また、友好都市、ふるさと会員等との交流拡充や相互連携の発展を図るとともに、地域の資源や文化を活用し、観光交流や体験学習機能を高めます。とくに、都市交流における地域産業への波及効果を高めるため、特産物の付加価値化や有機米、野菜の契約栽培等の拡大により安全な食糧生産供給機能の強化に努めるとともに、都市部でのアンテナショップなど直売活動、情報発信の場づくりを進めます。

国際的な連携・交流については、国際的視野をもった人材を育成するとともに、住民・民間レベルでの相互理解の深まり・進展を図るため、団体の育成をはじめホームステイの受け入れ支援、産業や文化面での協力体制を拡充し、伝統ある農林水産業や温泉等の生活文化に育まれた日本のふるさとの特性を生かした環日本海等を含めた国際交流の一層の推進に努めます。

*** N P O**

「Non Profit Organization」の略で、非営利組織であること。

*** パートナーシップ**

共同の目的に向かって働く諸組織の間の自主的な協力。

*** ケーブルテレビ**

現在では、有線テレビだけでなく、インターネット接続など地域内の情報手段として期待される。

*** エコミュージアム**

エコ(ecology)とミュージアム(museum)を結びつけた造語で、日本語では「生活・環境博物館」と意識されている。

1. 人が輝く活動の場づくり（参画・協働と連携・交流の促進）

主要施策名	主な事業の概要
新町づくりの担い手と組織づくり	まちづくり憲章（仮称）の制定
	まちづくり委員会（仮称）の設置の検討
	住民と行政の協働のまちづくりのための情報の共有推進
	住民と行政、産業団体、教育・研究機関の連携促進
	各種団体等のネットワーク化の推進
地域コミュニティの活性化	旧町単位、小学校区単位のコミュニティ活動の推進
	集落自治活動の推進
	地域内助け合いネットワークの拡充
	地域コミュニティ活動施設等の整備充実
人権文化の創造	人権教育プログラム・指導員体制の整備充実
	生涯学習における人権学習の推進
	人権相談・人権ネットワーク体制の強化
男女共同参画社会の形成	男女の性別格差のない地域社会づくりの推進
	女性の社会活動推進のための支援体制の強化
	行政の各種審議会や団体役員等への女性の参加、登用促進
	女性の労働環境の整備と子育て環境等の充実
周辺地域等との連携・交流の推進	日本海経済文化拠点エリアの機能強化
	交流基盤となる高速交通体系の整備
	山陰海岸の世界自然遺産登録への協力体制強化
	広域観光等の連携強化
	都市と農山漁村の機能補完の推進
	ふるさと会員交流の推進
	エコミュージアムや自然体験学習等の推進
	友好都市交流の展開
	産直活動、契約栽培などの推進
都市部のアンテナショップ、PR 拠点の整備拡充	

	国際交流団体の育成
	ホームステイ等民間交流の推進

2. 温もりあふれる健康で安心な地域づくり（保健・医療・福祉の充実）

人口減少と高齢化の両面が同時進行するなかで、健康で生きがいのある長寿社会や安心して子育てのできる環境を築くため、子どもから高齢者まですべての住民が、地域で支え合いながら共に生きることができるよう、保健・医療・福祉の一体的な基盤づくりを推進します。

その中で、海と山と温泉の恵まれた地域資源や自然環境、スポーツ施設等を幅広く活用し、日常生活での健康づくりを推進します。

また、住民と民間団体、行政が連携し、総合的な地域福祉対策やボランティア活動に積極的に取り組み、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、共存、共生の地域社会づくりを進めます。

さらに、生活保護・児童福祉・母子及び寡婦福祉・老人福祉・身体障害者福祉・知的障害者福祉法などに定める援護、育成又は更生の措置に関し、地域内の連携強化によって各種福祉施策の総合的、一体的な展開を図ります。

（1）健康づくりの推進

乳幼児期から老年期に至る一人ひとりのライフステージに応じた健康づくりを推進していくため、各種健康診査事業の拡充に努めるとともに、保健師等マンパワーの充実を通じた保健・福祉センター等の機能の強化を図り、住民の健康増進対策を推進します。

また、但馬長寿の郷との連携強化により、健康長寿に向けた食事、仕事、運動、休養等バランスのとれた生活スタイルへの総合指導体制を拡充します。特に地元で生産された安全・安心な有機農産物や新鮮な魚介類などの活用による食生活の改善、生活習慣病等の予防徹底、高齢者の健康づくりや機能訓練による寝たきり防止対策を推進します。

また、身近なスポーツ施設や温泉施設など地域内の健康増進施設の積極的な活用を図り、暮らしのなかの健康づくり運動を推進します。

（2）医療・救急体制の充実

住民一人ひとりが、生涯を通じて心身ともに健やかな生活が営めるよう保健・医療体制の充実・連携を図り、保健・医療関係機関のネットワークの充実により、医師会、県関係機関等の協力を得ながら、健康管理から疾病予防・診断・治療・リハビリテーションに至る総合的な体制整備を進めます。

とくに、また、長期的視野に立ち、病院、診療所等住民生活に密接に関わる地域医療のあり方について専門的な調査研究を行い、高齢者対象をはじめとした医療サービス確保のための施設の整備充実に努めるとともに、高度医療、救急医療などについては、但馬地域をはじめ隣接する高次医療機関や美方広域消防等との広域連携を強化します。

(3) 住民参加型の地域福祉の充実

住民すべてが地域を支える構成員であり、共に助け合いながら暮らせるまちづくりを推進します。一人ひとりがサービスの担い手であり、受け手でもあることから、高齢者や障害者をはじめ、だれもが自立でき、生きがいを持って社会参加できる地域福祉体制を拡充します。社会福祉協議会の機能強化への支援をはじめボランティア活動への支援に努めるとともに、NPO等の組織育成を図ります。また、企業等の理解を得て、介護休暇制度等が活かされる地域づくりに努めます。

集落単位等における福祉コミュニティの育成に努め、自治組織や老人クラブ、婦人会、いずみ会、愛育班等の住民団体の協力、連携のもとに、日常的な生活支援活動を展開します。

また、高齢者や障害者にやさしい環境を創出するために、生活環境のバリアフリー化、さらにユニバーサルデザイン化等に努め、ユニバーサルな社会づくりを推進します。

(4) 高齢者福祉の充実

高齢者の増加により、地域の福祉ニーズは増大しており、高齢者保健福祉計画や介護保険事業計画に基づき、介護予防を重視し一人でも地域で安心して暮らすことのできる配食サービス、外出支援など各施策の充実、痴呆性老人のケア対策等を推進するとともに、在宅介護支援体制の充実、高齢者福祉施設の整備充実に努めます。

また、老人クラブ活動の充実や高齢者のふれあいの場づくり、シルバー人材センターの活用等により健康で生きがいのある長寿社会を築きます。

さらに、地域において、高齢者の豊かな社会経験や技術が十分に活かされるよう各種の交流や生産活動、地域の美化運動など社会参加の機会を積極的に提供し、生きがいを育みながら地域の活力づくりを進めます。

子どもから高齢者までの世代間交流を推進し、ふるさとの文化や様々な技術の伝承活動を展開するとともに、農林水産業等の後継者育成などにシルバーパワーの発揮される地域づくりを推進します。

(5) 障害者福祉の充実

障害者が住み慣れた地域のなかで安心して生活ができるよう、相談・助言からサービス提供のための基盤整備、作業所・授産施設などの就労の場、そして各種障害者団体の活動の場づくりを推進し、「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障害者の自立と社会参加を促進する地域づくりを進めます。

また、地域内助け合いネットワークの強化により、障害者の生産活動の支援等地域サポートを推進します。

(6) 子育て支援の推進

少子化対策への積極的な対応を進め、次世代育成支援行動計画に基づく学童保育をはじめ、延長保育、障害児保育、一時的保育などの保育サービスの充実と幼稚園と保育所との連携強化及びそのための施設の整備充実に努めます。また、子育て支援・学習センター事業の充実をはじめ子育て支援体制を強化し、地域でのサポートネットワークを拡充するとともに、子育て不安解消のための各種相談、学習活動を推進します。

とくに、出生率が低下するなかで、バランスある地域の年齢構成、地域活力の維持が重大な課題であり、企業等の理解を得て、育児休暇制度等が生かされる地域づくりに努め、子育てに係る支援措置等総合的な施策を展開します。

さらに、一人親家庭等の生活安定、自立促進を図るため、相談・指導体制の充実、各種制度の周知・活用を進めます。

児童虐待防止対策を進め、心身ともに健全な児童育成に取り組みます。

* バリアフリー

高齢者や障害を持つ人の生活や活動に不便な障害を取り除くこと。(例/階段にかかるスロープをつけるなど)

* ユニバーサルデザイン

環境・建物・製品等を、全ての人が利用しやすく、全ての人に配慮したデザインにしていこうという考え方。

* ノーマライゼーション

障害を持つ人や高齢者を含むすべての人が、家庭や地域社会でともに生活していける社会が通常社会であるという考え方。

2. 温もりあふれる健康で安心な地域づくり（保健・医療・福祉の充実）

主要施策名	主な事業の概要
健康づくりの推進	保健・医療・福祉のネットワークシステムの確立
	まちぐるみ健診・各種予防事業、健康相談等の充実
	健康づくり教室の推進
	有用な域内農林水産物等の活用による食生活の改善
	暮らしの中の健康づくり運動の推進と指導体制の充実
	温泉や健康増進施設を活用した軽スポーツ、リハビリの推進
医療・救急体制の充実	医療体制の連携と整備充実
	訪問看護サービスの充実
	地域医療のあり方についての専門的な調査研究の推進
住民参加型の地域福祉の充実	地域福祉センターの機能拡充
	社会福祉協議会の活動強化への支援
	ボランティア活動の育成と支援
	NPOなどの組織育成と支援
	介護休暇制度等が活かされる地域づくりの促進
	地域生活支援体制の拡充
	バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進
	交通サービスの充実
高齢者福祉の充実	在宅福祉サービスの充実
	施設福祉サービスの整備充実
	一人暮らし老人のケア対策の充実
	痴呆性老人のケア対策の推進
	老人クラブ活動の推進
	高齢者の技術の伝承や生産活動の場づくりの推進
	世代間ふれあい交流の推進
	シルバー人材センターの活用
障害者福祉の充実	障害者（児）と健常者が共に歩む社会づくり

	障害者（児）の社会参加と自立の促進
	障害者（児）支援費制度への対応・推進
子育て支援の推進	保育サービスの充実
	保育所と幼稚園との連携強化と施設整備
	学童保育体制の充実
	子育て支援体制の強化と地域内サポートネットワークの充実
	育児休暇制度等が活かされる地域づくりの促進
	子育て支援措置の充実
	一人親家庭等の支援と相談・指導体制の充実

3 . 夢を育む文化と人づくり（教育・文化の充実・創造）

人々の価値観が多様化している中で、学校・家庭・地域社会との連携を通じて、お互いの個性を尊重し、思いやりの気持ちを持ち、また、自己責任を果たせる自律した人づくり、社会づくりを展開していくことが求められています。

新町では、子どもから高齢者すべての人が自己実現できる環境づくりを進め、ゆとりや個性、こころの豊かさ、生きる力を重視した教育・学習活動を推進するとともに、地域内連携による郷土学習の推進を図り、ふるさとを愛する青少年を育成します。

また、数多くの歴史的文化的資源の保護、育成に取り組み、特色ある地域文化の振興を図ります。さらに、新町内には、恵まれた自然環境のなかに各種の体験施設が配置されており、これらの積極的活用により、世代間、地域間交流を深め、豊かな人間形成を促進します。

（１）学校教育の充実

次代を担う児童・生徒を育成するため、基礎的、基本的な教育内容を重視し、個性を生かし自ら学ぶ意欲と社会の変化に対応できる能力、創造性を伸ばす教育を進めます。地域社会をフィールドとしたトライやるウィーク等の体験学習や海と山に学ぶ自然学校の推進、総合的な学習による全校生やグループでの学習機会の拡充を進めるなど、特色ある学校づくり、教育内容の多様化に努めます。

また、小中学校の施設整備等教育環境の充実に努めるとともに、幼年人口の推移と園児、児童、生徒数の適正規模を考慮し、地域住民の理解と合意形成のもとに小学校の統廃合の検討、幼稚園と保育所の連携強化に取り組みます。

さらに、高等学校の教育環境の整備とあわせて、地域の発展を担う人材育成、若者定住を促進するため、高等教育機関等の立地に向けて関係機関との連携強化を図ります。

（２）生涯学習の充実

「住民総学習のまちづくり」をめざし、住民の多様な学習意欲に対応するため、公民館を中心として、家庭、青少年、成人、女性、高齢者、障害者それぞれに応じた各種教室や講座の充実を図るとともに各分野での人材登録制度づくり、学習グループやリーダーの育成に努めます。

また、生涯学習関連施設のネットワーク化を図るなかで、ケーブルテレビ等地域情報化への対応、IT学習の推進等住民の学習ニーズをより満たせるよう、施設の効率的な活用と整備を図ります。

（３）青少年を育むふるさと教育、地域連携の推進

青少年が創造性を育み、社会性と豊かな人間性を身につけることができるよう多様な活動ので

きる機会の確保に努めます。

また、地域の歴史や文化、産業などを学ぶふるさと教育や自然とのふれあいを通して、郷土への理解と愛着を育むとともに、郷土芸能の伝承やスポーツ活動、美化運動など地域での子育て連携を推進します。

あわせて、地域全体で子育てに取り組むうえで、優れた指導者や組織の育成に努めるとともに家庭や地域での教育力を高めるため、大人自らが学ぶ場づくりを進めます。

(4) 歴史・文化の保存・伝承と創造

町内には、貴重な有形、無形の歴史・文化的遺産を数多く有しています。有形文化財については歴史的価値を明らかにし、住民の保護意識の高揚に努めるとともに、無形文化財については、後継者の確保、育成に重点を置きその活性化に努めます。

また、歴史資料などの各種資料の収集、研究体制の拡充に努めるとともに、保存活動の充実や歴史資料館等の整備充実、展示施設等のネットワーク化を進めます。そして、先人の文化遺産の保護・継承をはじめ足跡を後世へ伝承するとともに学習・創造活動の展開に結びつけていきます。

(5) スポーツの振興

それぞれの体力や年齢に応じて健康づくりを含めてスポーツに親しむことができる生涯スポーツ活動の普及に努めます。

また、スポーツ関係団体と連携し、生涯スポーツの指導者養成や地域スポーツクラブ等団体の組織の育成、支援に努めるとともに豊かな人間関係の形成、相互の親睦を図ることを目的に広域参加型のスポーツ大会などのスポーツ関連のイベントの企画・開催やスポーツ施設の整備充実を進めます。

(6) 芸術・文化活動の振興

地域に根ざした個性豊かで文化薫る地域社会を築いていくために、文化祭や音楽祭をはじめ各文化施設における自主事業の拡充、住民参加型事業の推進、関連団体などとの連携の促進を図り、文化活動組織やリーダーの育成を図ります。そして、日常生活に密着した芸術文化を育て、質の高いものを形成するため、生活の中で創作活動の芽を大切に育てていきます。

また、地域の総合力を高める芸術・文化イベントなどにより地域の魅力を高め、町内及び町外との芸術交流、文化交流等を積極的に推進し、感性豊かな人を育てる風土を醸成します。

さらに、図書館等の整備とネットワークの充実を進めます。

* I T

「Information Technology」の略。情報技術。情報通信からその応用利用場面まで広く使用されている技術・手法の総称。

3. 夢を育む文化と人づくり（教育・文化の充実・創造）

主要施策名	主な事業の概要
学校教育の充実	小中学校の改修整備と学習環境の整備
	幼稚園教育と保育所の連携の強化
	体験学習、自然学校とトライやるウィーク活動の充実
	学校間連携の推進
	高等教育機関等の立地に向けた関係機関との連携強化
生涯学習の充実	生涯学習プログラム及び推進体制の充実
	生涯学習リーダーの育成
	地域情報化に対応した学習の推進
	生涯学習施設の整備充実
青少年を育むふるさと教育、地域連携の推進	郷土学習の推進
	地域ふれあい活動の推進
	伝統行事、郷土芸能の保存活動の推進と後継者の育成
	地域で子どもを育成する指導者、組織の充実
	家庭や地域での教育力を高める学習の推進
歴史・文化の保存・伝承と創造	文化財の保護と活用
	歴史資料の収集と保存活動の充実
	歴史資料館等の整備充実
	先人の文化遺産の保護・継承と学習・創造活動の推進
	伝統的民俗行事、文化行事の保護・継承・創造活動の推進
スポーツの振興	各種スポーツ大会の推進
	マラソンなど広域参加型スポーツ大会の推進
	スポーツ指導員の育成、支援
	地域スポーツクラブ等団体の育成、支援
	スポーツ施設の整備充実

芸術・文化活動の振興	各種芸術・文化事業の推進
	住民参加型事業の推進
	地域の総合力を高める文化イベント、文化風土の創出
	図書館等の整備とネットワークの充実

協議第11号(継続)

新町の名称について

新町の名称について、継続して協議する。

平成16年3月17日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会長 中村政行

協定項目	3	新町の名称について
新町の名称は、 _____ 町 (_____ ちょう) とする。		

平成 年 月 日確認・継続審議

新町の名称について

1. 新町名称候補（第一次選考において選定された名称）

（1）名称の表記及びふりがな

（選定順）

表 記	ふりがな	備 考
浜坂町	はまさかちょう	
温泉町	おんせんちょう	
おんせん町	おんせんちょう	
湯の浜町	ゆのはまちょう	
湯の里町	ゆのさとちょう	

（2）名称の意味又は理由

別紙資料1のとおり

2. 新町名称の選定

（1）第二次選考

上記候補の中から、各委員がそれぞれ1点を推薦し、集計結果を参考に協議により決定

* 新町の名称 =

表 記	
ふりがな	

新町名称候補の名称の意味又は理由について

表 記	ふりがな	名称の意味又は理由
浜坂町	はまさかちょう	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伝統・歴史があり、今まで親しんだ名称である。 ・ 生まれ育ち、現在住んでいる町だから。 ・ 名称が美しい。 ・ JRの駅があり、県の庁舎がある。 ・ 愛着があり、誇りを持っているから残して欲しい。 ・ カニのまち浜坂の名前を存続していきたい。 ・ きれいな浜が4箇所あり印象的。 ・ 海が中心で、砂浜をイメージするから。 ・ 町名変更による経費を削減するため、一つの町名をそのまま残す。 ・ 海あり山ありの自然豊かな町だから。
温泉町	おんせんちょう	<ul style="list-style-type: none"> ・ ユニークで個性があり、話題性、インパクトがある。 ・ 全国唯一の固有名称で意味があり、すぐにイメージができる。 ・ 住民にも地域特性として認知されており、外国からも認知されやすい。 ・ 2町ともに良質の天然温泉があり、全地域の名称としてふさわしい。 ・ 現在住んでいる町だから残したい。 ・ 日本人は温泉が大好きで、わかりやすく、親しみやすい。 ・ 洋名(Hot spring Town)をつけることで世界にイメージしてもらえる。これからは世界にアピールする必要がある。 ・ 温泉の持つあたたかいイメージは、温もりを感じさせ、人の心を癒す。 ・ 観光振興の為に最もPRしやすい名称。 ・ 昔からある資源を大事にして、未来に伝えていきたい。
おんせん町	おんせんちょう	<ul style="list-style-type: none"> ・ やさしさ、温もりのある中に夢と希望をふくらます。 ・ 2町に温泉があり、代表する名称にふさわしく、ひらがな表現で新しい町としたい。 ・ ひらがなの方が暖かみがある。 <p>注) その他、「温泉町」と同様の意味又は理由がありました。</p>
湯の浜町	ゆのはまちょう	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温泉と海をシンプルに表現し、町のイメージとして分かりやすい。 ・ 両町の名前をとって、誰にも馴染みやすい。 ・ 響きがよく、名前を聞いてほのぼのとする。 ・ 湯村温泉の温もりと浜辺の涼でふるさとをイメージ。 ・ 日本海に面した温泉の湧き出る町。 ・ 湯にまつわる地域と日本海の浜のイメージを合体したもの。 ・ 湯村温泉、浜坂温泉、浜坂漁港、海岸のイメージ。 ・ 両町の名所を合わせた。 ・ 両町の暖かく、広いイメージを継承するため、「湯」と「浜」を使用。 ・ 湯村温泉は健康の里、浜坂温泉は海の資源を活用した町だから。
湯の里町	ゆのさとちょう	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温泉を表す言葉が必要であり、まさに湯の里である。 ・ 両町に温泉が湧出し、町民の生活を潤し観光の目玉になっている。 ・ 両町ともに温泉の町で、すぐにイメージできる。 ・ 湯が湧き出ている暖かみのある町。 ・ 温泉とふるさとをイメージできる。 ・ やさしく、温もりのあるイメージを与えられる。 ・ 2町に共通する温泉(湯)を広くアピールでき、国民温泉保養地として確立できる。 ・ 山陰の暗いイメージを払拭できる。 ・ 町を紹介する場合、温泉をアピールできる。

* 名称の意味又は理由については、応募用紙等に記載された内容、趣旨等を要約して記載しています。